

制定 令和6年9月1日

本運用指針は、産学イノベーション創出支援事業 おかやまデジタルイノベーション創出プラットフォームにおいて、企業及び研究者や学生が多面的な連携を図り、技術検討や交流等が可能な場として設置する共有スペース（以下「オープンラボ」という。）の運用について規定するものである。

1 本運用指針の目的

本運用指針は、オープンラボの円滑な運営を図り、オープンラボの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

2 オープンラボの目的

オープンラボはデジタルイノベーションを創出するための交流や検討、共同研究の推進に資することを目的として設置する。

3 設置場所

オープンラボは国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）津島キャンパス内の自然科学系総合研究棟6階第一区画に設置する。

4 設備等

オープンラボに設置する設備は随時ホームページに掲載する。

5 管理者

オープンラボには管理者を配置する。

6 利用者

オープンラボは、次に掲げる者が利用できるものとする。利用者はオープンラボでの情報共有、技術相談、予備検討、試作、評価等を行うことができるものとする。

- (1) おかやまデジタルイノベーション創出プラットフォームの会員
- (2) 管理者が利用を認可した者

7 費用、資材等

オープンラボの利用に関わる費用については別途定める。なお、設備・施設等に破損・汚損等が生じた場合、利用者と岡山大学とで対応を協議する事とする。

8 書籍・備品等の貸与

利用者は、オープンラボに設置し、管理者が管理する書籍・備品等に関し、管理者の許可を得ることにより、貸与を受けることができる。貸与する書籍・備品等については、管理者がその一覧を公開し、帳票等で管理する事とし、その期間については管理者と貸与を希望する利用者との調整し、決定するものとする。また、貸与した書籍・備品等に破損・汚損・紛失等が生じた場合、貸与を受けた利用者と岡山大学とで対応を協議する事とし、貸与期間満了前であっても、管理者の指示がある場合は、利用者は貸与を受けた書籍・備品等を管理者に返却しなければならないものとする。

9 利用の許可

オープンラボの利用について、おかやまデジタルイノベーション創出プラットフォーム規約第4条第2項に示すおかやまデジタルイノベーション創出プラットフォームの会員は、あらかじめ管理者に使用許可を受けた装置あるいはスペースを、決められた日時で使用することができる。

10 その他

オープンラボの設備整備・活用支援は、岡山大学が岡山県 企業と大学との共同研究センターと協力して推進する。

以上